

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社TAKARA
【住所又は本店所在地】	東京都港区新橋6丁目8番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年8月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社イー・ロジット
証券コード	9327
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者）／1】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社TAKARA
住所又は本店所在地	東京都港区新橋6丁目8番1号
事務上の連絡先及び担当者名	行政書士 大村 安孝
電話番号	080-2220-0999

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年8月7日
訂正箇所	2026年8月13日に提出した大量保有報告書の取下げ （新様式（報告義務発生日が2026年5月1日以降）の第一号様式で提出すべきところ、旧様式（報告義務発生日が2026年4月30日以前）の第一号様式で提出してしまったことによる取下げ）